

令和8年度 第1回理事会（定例）

議 事 録

公益財団法人 東京都公園協会

令和8年度第1回理事会（定例）議事録

公益財団法人東京都公園協会

1 開催日時 令和8年6月11日（木） 14時56分から16時48分

2 開催場所 東京都公園協会本社10階A・B会議室

3 出席者

理事総数	11名				
出席理事	9名（代表理事含む）				
理事長	矢岡 俊樹	常務理事	笹沼 理成		
常務理事	植村 敦子	理事	延興 桂		
理事	進士 五十八	理事	関根 正人		
理事	高梨 雅明	理事	谷川 真理		
理事	松川 淳子				
監事総数	2名				
出席監事	1名				
監事	島 博文				

なお、以下の出席者は、オンライン会議システム「Zoom」により参加した

関根 正人

4 議長 理事長 矢岡 俊樹

5 決議事項

第1号議案	令和7年度 事業報告（案）の承認について
第2号議案	令和7年度 決算（案）の承認について
第3号議案	「財務会計規程」の改正案の承認について
第4号議案	「就業規則」等の改正案の承認について
第5号議案	評議員候補者の評議員選定委員会への推薦について
第6号議案	評議員選定委員会の外部委員の選任について
第7号議案	令和8年度第1回評議員会（定時）の開催について

6 報告事項 （1） 常勤理事の職務執行状況報告について

7 議事の経過の要領及びその結果

出席予定者が揃ったため定刻 4 分前の14時56分に深作総務課長（以下「事務局」という。）が開会の宣言を行い、矢岡理事長が開会にあたっての挨拶を行った。

議事にあたり、事務局が定款第40条に基づき、矢岡理事長が議長となる旨を宣べ、議事を開始した。

議長は、理事会の成立について事務局に報告を求めた。事務局は、理事会規則第7条に定める理事出席数を満たしているため、本理事会が有効に成立した旨を報告した。

議長は、議事録署名人について、事務局に説明を指示した。事務局は、定款第44条第2項に基づき、矢岡理事長（代表理事）、笹沼常務理事（代表理事）、島監事の3名が議事録署名人となる旨を説明した。

（1）第1号議案 令和7年度 事業報告（案）の承認について

（2）第2号議案 令和7年度 決算（案）の承認について

議長は、上記議案について関連があるため一括審議とし、事務局に説明を指示した。

城田総務部長より、第1号議案及び第2号議案の説明がなされた。

説明後、議長は島監事に監査報告を指示し、島監事より、令和7年度における理事の職務執行及び財産の状況について、下記のとおり、報告を受けた。

- 1, 事業報告書は協会の状況を正しく示しているものと認める
- 2, 決算書（計算書類等）は協会の財産及び損益の状況を適正に示しているものと認める
- 3, 理事の職務執行に関し、法令もしくは定款に違反する事実はないと認める

その後、質疑応答、意見交換があった。（以下、要旨）

【延興理事】

庭園で、外国人へ向けたPRに力を入れているということだが、PRが成功してインバウンドの方がたくさん来園された事例や新たな対応が必要になった事例があれば教えてほしい。

【大篠事業調整担当部長】

文化財庭園では、インバウンドの方に対する様々な取組を進めており、特に浜離宮恩賜庭園は、入園者の約6～7割が外国人のお客様といった状況で、現場にも英語が堪能な職員を配置するなどして対応している。また、デジタルマップで園内を回ってもらえるよう多言語対応している。

新たな取組としては、昨年度、台湾のインフルエンサーを活用し、インバウンドの方が少ない向島百花園や殿ヶ谷戸庭園を紹介する取組を実施した。

現状、大きな成果にはつながっていないが、台湾博でノベルティーの絵はがきを配布し、それを持参すると入園料が割引になるキャンペーンを実施したところ、利用された方がいたので、引き続き、多様な方向で、外国人の方にも日本の文化を示せるようにしていきたい。

また、本日の報告にはないが、アメリカのポートランドの日本庭園との交流を開始しており、相互研修を行うなどの取組も進めている。今後も新しい取組を進めていきたいので、ぜひ、助言をいただきたい。

【高梨理事】

新たに神代の土地の買収に着手したということだが、この土地は農地解放された土地の買戻しが対象か。戦後、自作農創設措置法に基づいて、東京都が購入した土地を農地として農家に無償で提供した土地がまだ残っていて、宅地開発されているかもしれないがそのような土地なのかを後学のために聞きたい。

【城田総務部長】

公園協会で引き受けた場所がどのような経緯をたどった土地かを確認し、後日回答する。

【進士理事】

監査の報告にはひな形があるのか。

【笹沼常務理事】

監査法人は一定の書式に基づき書面を提出する必要があるため、監査報告書は、適正であれば基本的には同じような形式である。組織ごとに重視する箇所が異なるため、そこについて若干コメントする場合もある。

【進士理事】

庭園において、全体鳥瞰図のような資料が非常に不足している。庭園、特に日本庭園は複雑なので、ドローンで庭園を撮影した映像は非常によい。

昨今、小石川後樂園の唐門を復元したが、来園者の入り口が以前と変わっていない。現在の入り口はもともと勝手口の場所である。本来、小石川後樂園は東京ドーム側に水戸家の屋敷があり、内庭が御殿の庭で、あの唐門がテーマパークで言えばメインゲートにあたる。

復元については、唐門の袖の部分を長くするか、垣がずっと続いているように見せるため、仮に植栽した方が唐門のすごさがわかりやすくなる。それが難しいのであれば、公園協会としてメインゲートをどうするのかという点を検討してほしい。

文化財庭園が公園協会の主要な柱になったことは非常によいことだが、世界の色々な観光施設にはビジターセンターのような施設がある。

公園協会の窓口は発券所、入園料を取るだけの場所になっている。例えば、涵徳亭にビジターセンター的な機能を付与するという方法もある。

【根来公園事業部長】

貴重な御意見、御指摘をいただき感謝申し上げます。今回の内容は東京都とも十分共有するとともに、東京都で整備をしなければいけない部分、公園協会として取り組む部分があるので、しっかり受け止めて取り組んでいきたい。

【谷川理事】

台風などで倒木が発生することもあるが、公園協会には何名の樹木医がいるのか。

普段、上野恩賜公園をよく走るが、本当に高い木がたくさんあるので、現存の高い木を倒れないようにするような工夫が何かできないか。

また、防災船が夏から運航開始ということで、非常に楽しみにしている。

それから、舎人公園ドックランの予算が約50万円になっているが、3月7日・8日に開催された「とねりドッグフェスティバル」の開催費、協賛費などが含まれているのか。

【城田総務部長】

1つ目の質問である樹木医の数について、公園協会は現在8名の職員が樹木医の資格を所持している状況。公園協会としても樹木医の人数を増やすことが必要だと認識しているが、

取得が非常に難しい資格であり、毎年、チャレンジする職員を選び、受験させている。

【谷川理事】

8名は少ない印象を受ける。

【城田総務部長】

ご指摘のとおり、8名では我々が管理している公園の数、その大きさ・規模、樹木の本数を考えると、非常に少ないので、引き続き樹木医の数を増やすように取り組んでいく。

【飛驒村水辺事業部長】

現在、防災船は運航停止しており、夏から開始するため、現在手続を進めている。

3月の理事会で谷川理事から質問いただいたペットの持込みについて回答する。基本的に鉄道会社においてもペットの持込みは可となっており、防災船についても可の方向で検討している。

細かい条件は検討中だが、キャリーケースなどで全体が覆われるような状態が前提と考えている。鉄道会社などは縦・横・高さが120センチ以内などの条件があるが、公園協会としてどのように規定するかは今後の課題である。

【城田総務部長】

3つ目の質問であるドッグランについて、舎人公園のとねりドッグランサポートクラブへ50万2千円の助成金を支出している。とねりドッグランサポートクラブが担っている役割がドッグランの維持管理で、そのためにかかる費用として、普及・都民交流事業という事業から助成金を支出し、公園の魅力アップとして、ボランティア組織の方にドッグランの維持管理を行っていただいている。

【関根理事】

砧公園や祖師谷公園を利用しているが、特に祖師谷公園はきめ細かく対応いただき、地元住民の方々と連携して、きれいに運営されていると思っている。

一方、砧公園について、先日の倒木でけが人が出たというのは極めてショッキングな話であった。

自然豊かな部分が遊歩道の舗装などの整備に時間と費用をかけられ、だいぶ人工的になったが、どのような考えで進めているのか。

倒木等の影響だと思うが、長らく通行止めになっているエリアがある。いつから通行止めを開始し、どのような計画で進め、いつから再開になるのかという告知が一切なく、利用者にとってはとても深刻な話なので、そのような情報提供を的確にやるべきである。

また、弱ってきている樹木をどのように管理しているかを知りたい。倒木に至るまで特段の手当てをしないできた点は理解が難しい。

今後どのような予定で砧公園を戻そうとしているのか、利用者への周知方法、この2点をお聞きしたい。

【根来公園事業部長】

1つ目の質問である整備について、東京都が車椅子の方などでも段差を気にせず利用できるように園路等の整備を行ったところである。

2つ目の質問である樹木について、現在、砧公園内の全ての樹木について、樹木医による外観診断を進めており、約8割の診断を終えている。今後の見通しを示さなければいけない点は理事の御指摘のとおりだが、全ての樹木がどのような状態にあるのか診断できていない中で、来園者に安心して利用いただける状態になるのがいつかという見通しはまだ示せないというのが実情である。

今後、砧公園をどのように戻していくかについては、まずは倒木の危険のある樹木について必要な措置を取るという点に集中して対応している。その後、本来の公園の樹林としてどのようにしていくのかということに取り組んでいく形になると考えている。

利用者の皆様、地域の皆様には大変御不便、また御不安を与えており、本当に申し訳なく思っている。引き続き御理解を賜れればと思っている。

【関根理事】

おおよその見込みだけでも周知していただければありがたい。

先ほど谷川理事の話にもあったが、樹木医が足りないのではないかと。

【根来公園事業部長】

見通しについては、なるべく早い時期にお示しできるように公園協会としてしっかりと受け止めていく。

樹木医が不足しているのではないかという御指摘について、公園協会内の樹木医は、現在8名ということで、公園協会内の樹木医だけではなく、造園緑化業協会など、業界団体の皆様、業界団体の中の樹木医の皆様の御協力もいただきながら作業を進めている。

【関根理事】

今回の難局を乗り越えた後の対応について、いい機会なので検討いただきたい。

【矢岡議長】

理事の御指摘のとおり、砧公園は倒木が続き、けがをされた方もいる。公園協会として、造園緑化業協会の方にも御協力いただき、東京都と連携しながら全力を尽くして、倒木対策をしているところだが、今後の見通しなどについても東京都と相談しながら、利用者に示せるものについては示していきたい。

【進士理事】

樹木は自然物なので基準を作ることが難しい。

新しい単語や言葉がたくさん出ているが、もう少し意味のあるものにした方がいい。

【関根理事】

片仮名が氾濫していることについても検討した方がいいと思う。

公園のことは公園から声を上げていかないと、何も始まらないのではないかと考えているので、意見を申し上げた。

【矢岡議長】

東京都、公園協会、業界団体等、各々の役割分担がある中で公園協会だけでは力の及ばない部分は業界の方にも力を貸していただき、公園行政については東京都の意見を聞き、役割分担しながら取り組んでいく。現在、下水道や道路などのインフラが老朽化している点は日本全体の課題と認識しているが、公園や樹木も同様に老朽化の時期に差しかかっているため、

東京都と連携しながら、どのように更新、対応していくのかが喫緊の課題と認識している。

【松川理事】

樹木医 8 名は公園協会の職員とのことだが、職員が資格を取って樹木医になったのか、樹木医を募集したのか。

【城田総務部長】

樹木医として職員の募集はしていない。8 名の中には、元々樹木医の資格を所持していて公園協会に入社したケースもあれば、入社してから研修を受け、資格を取得したケースもある。

【松川理事】

樹木医の増員計画はあるのか。

【城田総務部長】

樹木医増員の必要性は痛感しており、毎年必ず受験者を出すように促している。

【高梨理事】

過去50年、日本全国の都市で緑を増やす取組を進めてきたが、現在、様々な問題が起きている。樹木の老朽化をどのように予防していくのかについての取組が明確化できていない。

最近の状況を見ていると、ソメイヨシノなどの老朽化が進んでいる。きちんと手を入れ、落枝を防ぐような形の中で、どのように皆さんに楽しんでもいただける景観を創り出していいのかというようなことも今後の課題であり、様々な角度から意見が出てきている。最終的には国土交通省がまとめるべき話だと考えているので、引き続き国土交通省に対して意見を伝えていく。

説明後、議長がその賛否を諮ったところ、全員異議なく賛成したため、承認可決した。

(3) 第3号議案 「財務会計規程」の改正案の承認について

議長は、上記議案についての説明を事務局に指示し、城田総務部長より議案の説明がなされた。

その後、質疑応答、意見交換があった。(以下、要旨)

【高梨理事】

随意契約の上限額が高くなると職員が業者から色々なアプローチを受けるなど、職員が犯罪に巻き込まれる可能性があるので、職員が犯罪に巻き込まれることがないよう、ぜひ組織的にしっかり対応してほしい。

【矢岡議長】

随意契約のできる上限額が大きくなると、ご指摘のような懸念が生じるので、公園協会として、随意契約で行われる金額の範囲内においても、見積り合わせの部分を行う契約担当の部署、実際に業者と日々のやり取りを行う現場の部署と、複数の部署でチェックをしっかりと行うことにより、職員が犯罪に巻き込まれることを防ぐことが可能になる。また、随意契約になった途端、現場で勝手に進めることができるような仕組みにならないよう、しっかり契約主管課、契約担当課と、現場で業者とやり取りをする部署を分け、チェックが利くように運用していく。

説明後、議長がその賛否を諮ったところ、全員異議なく賛成したため、承認可決した。

(4) 第4号議案 「就業規則」等の改正案の承認について

議長は、上記議案についての説明を事務局に指示し、城田総務部長より議案の説明がなされた。

その後、質疑応答、意見交換があった。(以下、要旨)

【延興理事】

寿命が延びる中で長く働きたい、働かなければいけないニーズ、また、現場での労働力をきちんと確保していくという両方の面で必要な改正だと思う。

改正内容の概要について、70歳まで定年を上げるケースと、70歳までの継続雇用制度の延長について、定年は65歳だが、その後の雇用形態を作るという理解でよいか。また、無期転換職員、契約職員、臨時職員以外に70歳まで継続雇用の対象とならない職員というカテゴリーは存在するのか。

【城田総務部長】

まず固有職員、いわゆる正社員の定年は現時点で60歳となっており、定年後は契約職員という形での雇用が可能だが、契約職員となった場合、65歳が上限となっているため、上限を引き上げ、70歳まで契約職員として勤務できる制度を契約職員と記載している。

公園協会の契約職員は1年更新であり、定年はないものの、何歳まで継続雇用が可能かという点を就業規則に記載する必要があるため、上限を65歳から70歳へ引き上げるという改正になる。

また、契約職員が5年間以上継続して勤務すると無期転換の権利が発生し、無期転換を希望した場合、無期転換職員となる。無期転換職員については、無期転換職員就業規則で定年を定めなければいけないため、今回、無期転換職員の定年を70歳に引き上げる。現在、臨時職員については、68歳まで継続雇用ができるという規定になっており、公園協会では、固有職員が60歳で定年を迎え、60歳から65歳まで契約職員として勤務、65歳から68歳まで臨時職員として勤務して退職というのが一般的な流れであるが労働者の高年齢化も進んでいるため、契約職員、臨時職員全て70歳まで勤務できる状況にするという制度改正を行う。

【高梨理事】

固有職員の定年60歳については変更しないということだが、国家公務員法では定年を徐々に引き上げ、65歳までにするという議論も出ている。固有職員の定年の引き上げについては、どのような議論がなされているのか。

【城田総務部長】

今回の改正に当たり、昨今、他団体や東京都も定年延長という動きがあるのでやはり固有

職員の定年60歳についても引き上げるべきではないかという点について議論を行い、職員の意見を聞いているが、現時点では引き続き検討ということで、見送りをしている。

説明後、議長がその賛否を諮ったところ、全員異議なく賛成したため、承認可決した。

(5) 第5号議案 評議員候補者の評議員選定委員会への推薦について

議長は、上記議案についての説明を事務局に指示し、城田総務部長より議案の説明がなされた。

説明後、議長がその賛否を諮ったところ、全員異議なく賛成したため、承認可決した。

(6) 第6号議案 評議員選定委員会の外部委員の選任について

議長は、上記議案についての説明を事務局に指示し、城田総務部長より議案の説明がなされた。

説明後、議長がその賛否を諮ったところ、全員異議なく賛成したため、承認可決した。

(7) 第7号議案 令和8年度第1回評議員会（定時）の開催について

議長は、上記議案についての説明を事務局に指示し、城田総務部長より議案の説明がなされた。

その後、質疑応答、意見交換があった。（以下、要旨）

【高梨理事】

通常、前年度の決算については評議員会の審議事項にしていたが、報告事項にしている点について、理由を知りたい。

【城田総務部長】

会計監査人を設置した一定の法人の決算については、一般財団法人法及び一般社団法人法により、評議員会における決議を要しないため、報告事項へ変更した。定款についても昨年度、評議員会の決議を受けて変更し、今年度の評議員会から決算は報告事項という形になった。

説明後、議長がその賛否を諮ったところ、全員異議なく賛成したため、承認可決した。

8. 報告事項

(1) 常勤理事の職務執行状況報告について

議長は、上記報告事項の説明を事務局に指示し、城田総務部長が令和7年10月から令和8年3月までの間の常勤理事の職務の執行状況について報告を行い、了承された。

議長は、全体を通して意見を聴取したが、特段の意見はなかった。

事務局が閉会の宣言を行い、閉会した。

以上

16時48分終了

前記議事の経過の要領及びその結果を明確にするため、代表理事及び監事が記名押印する。

令和8年6月11日（木）

公益財団法人東京都公園協会

議 長 代表理事（理 事 長）

矢 岡 俊 樹

押印

代表理事（常務理事）

笹 沼 理 成

押印

監 事

島 博 文

押印